

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公開番号】特開2002-49593(P2002-49593A)

【公開日】平成14年2月15日(2002.2.15)

【出願番号】特願2001-117584(P2001-117584)

【国際特許分類】

G 0 6 F	21/20	(2006.01)
H 0 4 M	1/66	(2006.01)
H 0 4 L	9/32	(2006.01)
H 0 4 Q	7/38	(2006.01)
A 6 1 B	5/117	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	15/00	3 3 0 F
H 0 4 M	1/66	
H 0 4 L	9/00	6 7 3 D
H 0 4 B	7/26	1 0 9 R
A 6 1 B	5/10	3 2 2

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月25日(2008.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】携帯通信装置、認証システム、及び認証方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光センサーが内蔵されたディスプレイと、

基準生体情報を記憶する機能を有するメモリと、

前記光センサーを用いてセンシングされた生体情報と、前記メモリに記憶された前記基準生体情報と、の一致又は不一致を判断する機能を有する照合回路部と、

前記照合回路部が、前記生体情報と前記基準生体情報とが一致すると判断した場合に認証信号を交信先に送信する機能を有する手段と、を有することを特徴とする携帯通信装置

。

【請求項2】

請求項1において、

前記ディスプレイから得られる光を用いて前記センシングが行われることを特徴とする携帯通信装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、

キー ボードを有し、

前記キー ボードを操作することにより、前記センシングが行われることを特徴とする携

帶通信装置。

【請求項4】

携帯通信装置と、前記携帯通信装置の交信先と、を有する認証システムであって、  
前記携帯通信装置は、  
光センサーが内蔵されたディスプレイと、  
基準生体情報を記憶する機能を有するメモリと、  
前記光センサーを用いてセンシングされた生体情報と、前記メモリに記憶された前記基  
準生体情報と、の一致又は不一致を判断する機能を有する照合回路部と、  
前記照合回路部が、前記生体情報と前記基準生体情報とが一致すると判断した場合に認  
証信号を前記交信先に送信する機能を有する手段と、を有することを特徴とする認証シ  
ステム。

【請求項5】

請求項4において、  
前記ディスプレイから得られる光を用いて前記センシングが行われることを特徴とする  
認証システム。

【請求項6】

請求項4又は請求項5において、  
操作キーを有し、  
前記操作キーを操作することにより、前記センシングが行われることを特徴とする認証  
システム。

【請求項7】

光センサーが内蔵されたディスプレイと、基準生体情報を記憶する機能を有するメモリ  
と、照合回路部と、交信先への送信手段と、を有する携帯通信装置を用いた認証方法であ  
って、

前記光センサーを用いて、生体情報をセンシングし、  
前記照合回路部を用いて、前記生体情報と、前記メモリに記憶された前記基準生体情報  
と、の一致又は不一致を判断し、  
前記照合回路部が、前記生体情報と前記基準生体情報とが一致すると判断した場合に認  
証信号を前記送信手段へ出力し、  
前記送信手段から前記認証信号を前記交信先に送信することを特徴とする認証方法。

【請求項8】

操作キーと、光センサーが内蔵されたディスプレイと、基準生体情報を記憶する機能を  
有するメモリと、照合回路部と、交信先への送信手段と、を有する携帯通信装置を用いた  
認証方法であって、

前記操作キーを操作することによって、前記ディスプレイから得られる光を生体に反射  
させ、

前記反射した光を前記光センサーに入光させることによって、前記生体の生体情報をセ  
ンシングし、

前記照合回路部を用いて、前記生体情報と、前記メモリに記憶された前記基準生体情報  
と、の一致又は不一致を判断し、

前記照合回路部が、前記生体情報と前記基準生体情報とが一致すると判断した場合に認  
証信号を前記送信手段へ出力し、

前記送信手段から前記認証信号を前記交信先に送信することを特徴とする認証方法。

【請求項9】

請求項8において、  
前記生体は、手のひらであり、  
前記生体情報は掌紋であることを特徴とする認証方法。